

令和 2 年第 1 回亀岡市議会臨時会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
附 則 1～11 （略）	附 則 1～11 （略） <u>（令和2年6月に支給する期末手当の特例）</u> 12 <u>令和2年6月に支給する市長等の期末手当については、第8条の規定により算定した額に市長は10分の5、副市長は10分の3及び教育長は10分の2を乗じて得た額を減じた額とする。</u>